

(公社) 日本女子体育連盟 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.japew.net

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	長期計画に類するものとして、日本女子体育連盟（以下、JAPEWと言う。）創立60周年にあたる2014年に創立60周年記念誌を発刊し、「JAPEW 未来への展望」として提言をまとめている。この提言は、機関紙『女子体育』第55巻2・3月号に掲載し、広く公開している。 毎年、事業計画は策定し、理事会での審議を重ね、2回の全国理事会、及び総会に諮り、幅広く意見を募っている。また、事業計画については、『公益社団法人 日本女子体育連盟学術研究』に掲載し、広く公開している。 しかしながら、中長期基本計画の策定には至っていない現状である。 2024年度に70周年を迎えるにあたり、過去の振り返りおよび今後への計画を策定し、本連盟HPにて順次公表していく。
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現在、本連盟では2年ごとに理事を改選している。2023年度が改選の年となる。生涯スポーツに関わる理事、委員については、継続性があり、計画的な人材育成に繋がっている。一方、学校体育に関わる理事、委員については勤務校の異動などにより、計画的に人材を採用及び育成することが困難な状況であることから、組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定していない。しかし、組織運営の強化には必要な計画であり、常務理事会で2024年3月を目途に策定し、本連盟のHPで公表する予定である。
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計画書、正味財産増減計画書内訳表、事業別財産増減計算書、財務諸表に対する注記、財産目録を公認会計士の助言を基に策定し、公益認定基準に照らし、①収支相償 ②公益目的事業比率 ③遊休財産保有制限 の3基準より財務の健全性を確保している。 上記計算書類は監事2名による監査を受けた後、理事会の議決を経て、総会の承認を得て、公表している。 令和元年内閣府による立ち入り調査受け、健全性が確認されている。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	定款第21条に基づき、理事20名で構成し、全員が女性である。また、外部顧問は2名（男性）がいる。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	連盟の顧問・参与は8名おり、2名（25%）は外部の有識者である。女性が75%を占めており、女性比率は十分達成している。 定款上、評議員は置いていない。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	JAPEWではアスリートの登録がなく、この項目は該当しない。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現状、20名の理事により理事会を構成している。 JAPEW内には機関決定を迅速に行うため、6つの委員会があり、各委員会には原則として理事を最低1名は配置している。 各委員会は理事を委員長として配置し、月1回企画運営委員会において、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとし、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。 以上の観点から、20名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	公益社団法人 日本女子体育連盟 理事の職務権限規程 第5条(2)「会長の任期は一期2年とする。再任を含め6年までとする。」と定めている。 理事の任期は2年である。 新理事の最年少は現在、30歳代であり、新陳代謝は図られている。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	現状、10年超に関する再任を制限するルール、規則、規程はない。 きわめて専門性が高く、新たな人材確保も厳しいことから、今後5年程度をかけ、順次検討していく。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	定款第22条(1)に基づき、理事及び監事は社員総会の決議により選任し、同(2)において会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。現状では独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会の設置は定款にしがたが、行っていない。選定する際の理事会には大学教授等の学識経験者が過半数を占めている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「倫理規定」を設けている。（倫理規程）
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。（定款、会員規定、理事会運営規定、委員会規程、監事監査規程、社員総会規程、理事会運営規定）

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。(職員就業規程、情報公開規程、個人情報管理規程)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	各種規程及び細則を整備している。(役員の報酬等および費用に関する規程、旅費細則)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。(資金運用規定、寄付金等取扱規程、特定費用準備資金および資産取得資金の取扱規程、会計処理規程、旅費・日当等に関する内規)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・育成事業については、「ダンスムーブメント指導員」制度に関わる規程を設けている。(「ダンスムーブメント指導員」公認資格付与規程、「ダンスムーブメント指導員」規程) ・学術刊行物の発行については、『学術研究』に関わる規定を設けている。(『学術研究』投稿規定、『学術研究』審査内規) ・研究奨励、研究業績の表彰については、JAPEW賞顕彰規程を設けている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	JAPEWでは代表選手の選考を行っていないため、この項目は該当しない。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	JAPEWでは、審判登録がないため、この項目は該当しない。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	JAPEWでは、現在、弁護士等の専門家との相談ルートが費用負担の面で確保できていない。今後、相談しなくてはならない事案が発生した場合には、事案に即した相談ルートを確認するよう、検討していく。
[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス規程を設け、担当理事を選任し、委員会を構成することとしている。(コンプライアンス規程)
[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	現状では、構成員に弁護士、公認会計士は配置していない。大学教員は委員に含まれており、学識経験者は配置しているとみなすことができる。今後公認会計士に構成員となっていくことの検討について、次年度を目途に取り組み予定である。(コンプライアンス規程)
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員対象としたコンプライアンス教育の実施は年1回、理事会の折りに研修も含むことになっている。(コンプライアンス規程)
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	「ダンスムーブメント指導者講習会」において、基礎理論において「指導者の役割」や社会体育行政と指導者においても「指導環境の整備」としてコンプライアンス教育を行っている。(JAPEW-DMIL 養成・検定カリキュラム)
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JAPEWでは、審判登録がないため、この項目は該当しない。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	公益社団法人としての運営等については内閣府、また、税務、会計等については公認会計士に専門家としてのサポートを受ける体制となっている。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 財務・経理処理においては、公益社団法人の③基準に照らし、公認会計士にも助言をいただき、適正に処理している。 監査2名による財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金は利用していないが、各種助成金については、助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、助成元の監査を受けている。 全体にわたり、内閣府により立ち入り検査を受け、適正に処理されていることが確認された。(倫理規定、資金運用規定、寄付金等取扱規程)
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)をHP上で開示している。また事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況も整えている。 上記書類については、全会員に印刷した上で郵送し、開示している。 ① 定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	JAPEWは、代表選手を選考することがないため、この項目は該当しない。

原則	自己説明項目	自己説明
	報を開示すること	
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	JAPEWのガバナンスコード適合状況の開示は2021年3月、初めて実施し、これ以降、年1回更新してきており、今後も継続していく予定である。
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNF団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程第5条において「役員は、その職務の執行に際し、本連盟との利益相反が生じる可能性がある場合には、ただちにその事実の開示その他、本連盟が定める所定の手続きに従わなければならない。」と定めている。(倫理規程)
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上項(1)と同様の内容である。(倫理規程)
[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	公益通報者保護規程を策定し、公益通報者保護法に基づき、公益通報者及びそれに関連する相談者を保護している。 通報窓口を連盟事務局に設置し、保護体制も整備している。(公益通報保護規定)
[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	運用体制は学識経験者で整備されているが、弁護士、公認会計士等の整備には至っていない。これまでにごうした事案は発生したことはないが、今後、公認会計士を入れる方向で整備していくことを検討予定である。
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	リスク管理規定第25条において懲戒対象、懲戒の内容、懲戒処分の決定が明示されている。また、特定個人情報取扱規程第30条において、同規程に違反したものについて、懲戒処分を行うこととしている。ルールのある競技ではなく、懲罰制度を単独に設けることになじまないが、上記規程で網羅できているか、2024年3月末を目途に検討し、策定する。(リスク管理規程、特定個人情報取扱規程)
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	リスク管理規定第27条において「前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については会長が行う」と定めている。(リスク管理規程)
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	JAPEWにおいては選手の登録がなく、スポーツ仲裁には該当しない。
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	JAPEWにおいては選手の登録がなく、スポーツ仲裁には該当しない。
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	リスク管理規定により、危機管理に対応できるようマニュアルを策定している。(リスク管理規程)
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	リスク管理規定により、危機管理に対応できるようマニュアルを策定している。(リスク管理規程)
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること	リスク管理規定により、危機管理に対応できるようマニュアルを策定している。(リスク管理規程)
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	会員規程において、地方組織の入退会を規程し、さらに役員選任に関する細則において、地方組織からの理事選任の方法、及びその役割を規程し、権限関係を明確にしている。(会員規程、役員選任に関する細則)
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	JAPEWではサマーセミナーを年1回開催し、研修会を実施している(コロナ禍でも遠隔等開催方法を工夫し、開催してきた)。また「指導員制度」に基いた研修会も実施している。情報提供はチラシ、要項等の郵送を行っている。さらに、JAPEWのHPを活用し、海外も含めた情報提供を行うと共にリンクを相互に張り、情報の共有を図っている。また、常時、連盟事務局へのメールでの問い合わせに対応し、支援している。(JAPEW HP https://www.japew.net)